

5 文科教第 754 号
令和 5 年 7 月 31 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学法人学長
殿

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果公表及び調査結果の
活用や取扱いについて（通知）

令和 5 年度全国学力・学習状況調査（以下「本調査」という。）の結果については、「令和 5 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（令和 4 年 12 月 7 日文部科学事務次官決定。以下「令和 5 年度調査実施要領」という。）に基づき、本日、下記のとおり公表しましたので、お知らせいたします。

本調査の結果は、各教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、学校設置会社及び学校（以下「各教育委員会、学校等」という。）において十分に活用し、教育施策の成果と課題の検証・改善や学校における教育指導の改善等に役立てていただくことが重要です。一方、本調査の結果については、令和 5 年度調査実施要領に基づき、適切に取り扱っていただく必要があります。本調査結果の活用及び取扱いに関する留意事項等は下記のとおりですので、各教育委員会、学校等におかれては、下記に御留意の上、適切な対応をお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては関係する所管の学校に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれては関係する附属学校に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いいたします。都道府県知事におかれては関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の内容について十分周知をお願いいたします。

記

1. 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

(1) 公表内容について

令和5年度全国学力・学習状況調査の結果に関する概要や報告書、調査結果資料は、国立教育政策研究所のホームページに公開していること。

URL： <https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/index.html>

(2) 調査結果の概要（別添1）

①教科調査の結果

学習指導要領で育成を目指す、知識・技能や思考力・判断力・表現力等を問う出題に関し、

- ・国語においては、情報と情報との関係について理解することや、複数の情報を整理して自分の考えをまとめたり、書き表し方を工夫したりすること
- ・算数・数学においては、図形を構成する要素などに着目して図形の性質や計量について考察することや、問題解決の過程や結果を振り返って考察すること
- ・英語においては、日常的な話題に関する文章の概要を捉えたり、社会的な話題について自分の考えや理由を表現したりすること

に課題があること。

②質問紙調査の結果

学校及び児童生徒に対する質問紙調査の結果から、

- ・主体的・対話的で深い学びに取り組んでいる児童生徒の方が、教科の平均正答率が高い傾向が見られること
- ・英語の授業において、実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動に取り組む学校が増加しており、また言語活動に取り組んでいると受け止めている生徒の方が、英語の平均正答率が高い傾向が見られること
- ・学校における ICT 機器の活用が進んでおり、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行っている学校ほど、ICT 機器を活用している傾向が見られること
- ・主体的・対話的で深い学びや個別最適な学びが、児童生徒の自己有用感等にも影響を与えている可能性があること

などが明らかになったこと。

③文部科学省の主な取組

調査結果を踏まえて文部科学省で実施する主な取組は、別添1の p.36 の通りであること。

2. 調査結果の活用及び取扱いについて

(1) 調査結果の活用

各教育委員会、学校等においては、令和5年度調査実施要領8.（4）に基づき、本調査結果を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。また、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることが重要であること。

なお、本調査の結果の分析にあたっては、平均正答数、平均正答率のみならず、中央値、標準偏差等の数値や分布の状況を表すグラフの形状など他の情報と合わせて総合的に結果を分析、評価することが必要であり、個々の問題や領域等に注目して学習指導上の課題を把握・分析し、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることも重要であること。

また、文部科学省としては、別添1の p.36 に示す取組一覧の中でも、別添2に示す調査結果の活用に関する取組（本調査の報告書の作成、8月22日（火）にオンライン開催する全国説明会など）を行っており、各教育委員会、学校等において積極的に活用いただきたいこと。

(2) 調査結果の取扱いに関する留意事項

本調査結果の取扱いについては、令和5年度調査実施要領8.（5）及び10.に基づき、適切に行うこと。

特に、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること。

3. 調査結果を踏まえた教育委員会における取組の推進について

各教育委員会においては、本調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、改善計画等の作成を行うことなどにより、域内の教育や教育施策の改善に向けて総合的かつ計画的な取組を進めること。

具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

①本調査結果において課題の見られた点を中心に、各学校における教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るための研修等を適切に実施すること。その際、別添2に示した各種資料等も積極的に活用すること。また、調査結果の分析・検証の結果については、教育委員会全体で共有し、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。

②学校における具体的な改善の計画や取組に対し、学校の状況に応じて、必要な指導、助言や支援等を行うとともに、首長部局等と連携を図り、児童生徒の学習環境の充実・支援に取り組むこと。その際、特に課題が見られる学校における改善の取組を促すとともに、積極的に支援すること。

③指導内容や指導方法等の改善を推進するため、指導資料や教材の作成、教職員研修の実施や授業研究等への支援、教職員や非常勤講師の配置等への配慮など、教育施策の改善に適切に反映させること。

④優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法等の周知に努めるなど、域内における教育指導や家庭における学習習慣・生活習慣等の改善に向けた取組を推進すること。

4. 調査結果を踏まえた学校における取組の推進について

(1) 教育指導等の改善に向けた取組の推進

各学校においては、別添2に示した各種資料等も積極的に活用しながら、本調査の結果を分析・検証し、指導計画等に適切に反映させるなど教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと。また、その際には、調査対象の学年や教科だけではなく、全学年、全教科等を対象として、学校の教育活動全体を見渡した幅広い観点から取り組むべき課題や、その改善に向けた取組について検討すること。

具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

①学習指導要領の着実な実施

引き続き「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、カリキュラム・マネジメントの充実を図ること。その際、各教科等の特質に応じて、具体的な学習内容、単元や題材などの構成、学習の場面等に応じた指導方法について研究を重ね、適切な指導方法を選択しながら、工夫して実践すること。

②英語の学習指導の改善・充実等

引き続き、各学校の言語活動の充実に向けた取組を進めること。また、これまでに文部科学省 YouTube channel に掲載した授業映像及び解説動画や、今後新たに作成を予定している、調査結果を踏まえた「話すこと」に関する指導のポイントの解説動画も活用しながら、学習指導の改善を促進すること。

URL : <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>

③ICT 機器を活用した学習活動の充実

ICT 機器を活用した学習を質・量ともに充実させていくため、本調査結果を踏まえ、各学校における課題を改めて把握・分析し、教育指導等の改善に計画的に取り組むこと。その際、各自治体において策定する端末利活用の日常化に向けた1人1台端末の利活用促進に係る計画（「1人1台端末の利活用促進に係る実施方針（「利活用促進計画」及び「利活用推進計画」）の策定について（依頼）」（令和5年6月29日）や、「端末の利活用状況等の調査結果を踏まえた対応について（依頼）」（令和5年3月30日）等を十分に踏まえること。

④児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組の推進

道徳教育や特別活動、体験活動、生徒指導など学校教育全体を通じて児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組に努めるとともに、保護者や地域等の理解と協力の下に十分に連携をとりながら、児童生徒の心のケアや基本的な学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組等の推進に引き続き努めること。

(2) 校内研修等の充実

本調査結果において課題の見られた点を中心に、教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るため、校内研修等を適切に実施すること。その際、別添2に示した各種資料等も積極的に活用すること。また、調査結果の分析・検証の結果については、学校全体で共有し、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。

別添1 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果概要

別添2 文部科学省における全国学力・学習状況調査結果の活用に関する令和5年度の
取組

参考資料 令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

(参考) 「全国的な学力調査（全国学力・学習状況調査）」のホームページ
(文部科学省ウェブサイト)

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話 03-5253-4111（代表）内線 3726